

令和5事業年度 医療機関等情報化補助業務事業計画（変更後）

令和5事業年度における医療機関等情報化補助業務の事業計画は、次のとおりとする。

1. 「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」（以下「法」という。）第24条第1項第1号及び第3号の規定に基づき、補助金等の支出を行うものである。
2. 法第33条の規定に基づき、政府から交付される医療提供体制設備整備交付金として
交付金 28,909,113千円
を受け入れることを予定している。
3. 社会保障・税番号制度システム整備費等補助金として
補助金 52,762,975千円
を受け入れることを予定している。
4. 法第24条第1項第1号及び第3号の規定による補助金等として、医療情報化支援基金から資金を取崩し、
補助金等 107,293,398千円
（保険医療機関・保険薬局のオンライン資格確認：71,426,678千円）
（電子カルテ標準化：227,129千円）
（電子処方箋：31,310,036千円）
（訪問看護ステーションのオンライン資格確認：4,329,555千円）
を支出することを予定している。
5. 法第24条第1項第1号及び第3号の規定による補助金等として、社会保障税番号制度システム整備費等補助金より
補助金等 52,762,975千円
（訪問診療・柔整あはき等のオンライン資格確認：14,997,822千円）
（生活保護指定機関（医療扶助）のオンライン資格確認：4,230,511千円）
（マイナンバーカードの健康保険証利用の利用促進：19,959,947千円）
（オンライン資格確認に係る顔認証付きカードリーダー増設等：1,734,932千円）
（公費負担医療の受給者証等とマイナンバーカードとの一体化：4,211,489千円）
（電子処方箋の機能拡充（リフィル等）：7,628,274千円）
を支出することを予定している。

注 下線部は変更箇所である。